

進呈する宝くじの枚数の変更のお知らせ

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は夢ネット支店をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お客様には、宝くじの進呈をお楽しみいただいておりますが、昨今の金融情勢を踏まえ、宝くじ進呈枚数を変更いたします。このたびの変更で宝くじの進呈枚数が少なくなりますことを何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、京都信用金庫をご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

重要な変更ポイント

変更ポイント

1

いつから変わるの？

- 平成28年11月1日から変更いたします。
- 平成28年11月1日以降に満期を迎えご継続される定期預金は改定後の景品規定により宝くじを進呈いたします。

※なお、既存の宝くじ進呈の取扱中止基準日及び「宝くじ夢定期預金景品規定」の改定日は平成28年11月1日とします。

変更ポイント

2

進呈枚数はどう変わるの？

- たとえば、**100万円コース**と**300万円コース**の場合は

定期預金	種類	変更前	変更後
100万円コース	年末ジャンボ	10枚 (3年間で30枚)	5枚 (3年間で15枚)
300万円コース	ドリームジャンボ サマージャンボ 年末ジャンボ	各10枚 (3年間で90枚)	各5枚 (3年間で45枚)

- 進呈枚数が10枚以上の場合は、10枚セット毎に下1桁の数字が、0から9まで入っています。
- 5枚進呈の場合の下1桁について
連番は、0から4、または、5から9の連続する数字となります。
バラは、任意の数字から連続する数字となります。
下1桁の例：「3、4、5、6、7」「9、0、1、2、3」など

変更ポイント

3

今、預けている宝くじ夢定期預金はどうなるの？

- 宝くじ夢定期預金はお預け入れ期間3年の定期預金であることから、すでにお預け入れされている定期預金は3年満期を迎えるまで、現行の景品規定により宝くじを進呈いたします。
- 平成28年10月31日までに満期継続される定期預金は継続後の3年満期を迎えるまで現行の景品規定により宝くじを進呈いたします。

満期継続と新规定の適用については裏面をご覧ください。 [裏面に続く](#)

改定後のご案内

本ご案内には、「宝くじ夢定期預金景品規定」の改定後の宝くじ進呈枚数とスケジュールを記載しています。詳しくは、同封の新規定でご確認くださいませようお願いします。

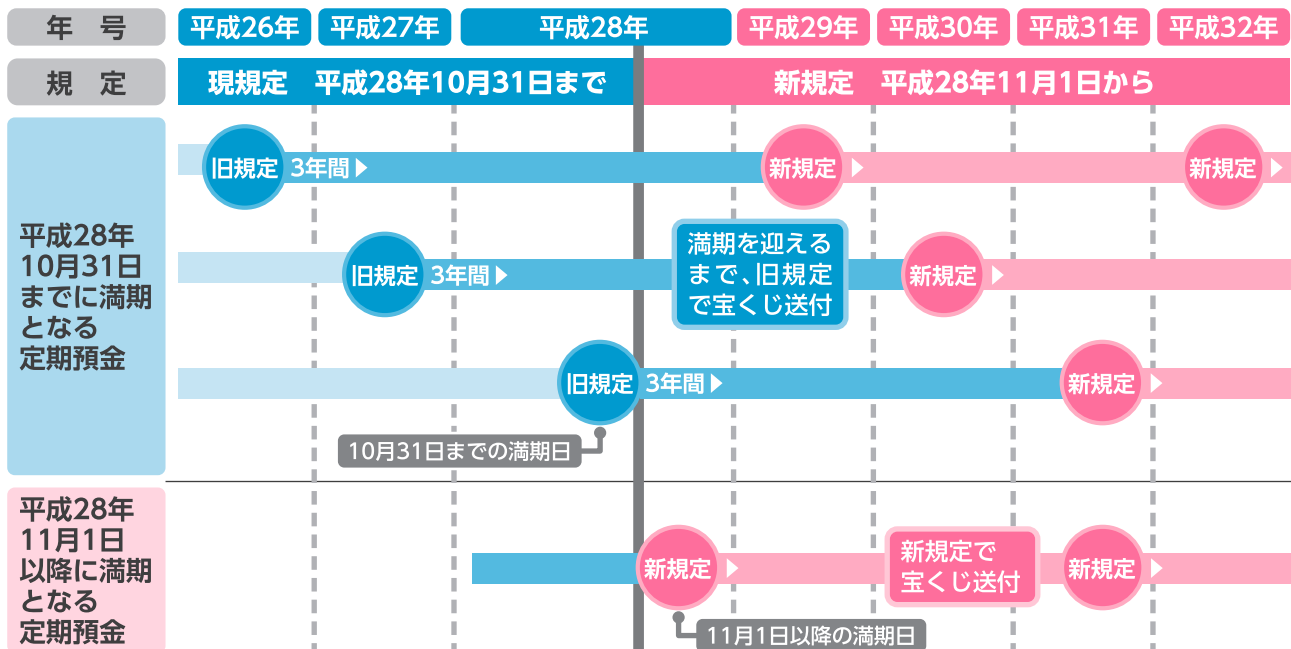
景品として進呈する宝くじの種類・枚数について

進呈する宝くじの種類・送付頻度・枚数は、宝くじ夢定期預金1口あたりのお預け入れ金額に応じ、次のとおりとなります。

進呈予定宝くじ	お預け入れ金額(1口あたり預入金額)				
	100万円	300万円	600万円	900万円	1,500万円
1年間 ドリームジャンボ宝くじ (5月中旬発売)	/	5枚	10枚	15枚	25枚
サマージャンボ宝くじ (7月中旬発売)		5枚	10枚	15枚	25枚
年末ジャンボ宝くじ (11月下旬発売)	5枚	5枚	10枚	15枚	25枚
3年間合計	15枚 (5枚×3年間)	45枚 (15枚×3年間)	90枚 (30枚×3年間)	135枚 (45枚×3年間)	225枚 (75枚×3年間)

満期継続と新規定の適用について

平成28年11月1日より新規定が適用されます。平成28年10月31日までに満期継続される定期預金は継続後の3年満期を迎えるまで現行の景品規定により宝くじを進呈いたします。



お問い合わせ

京都信用金庫
夢ネット支店

0120-05-9292

〈受付時間〉平日9:00~17:00
〈休業日〉土・日・祝休日 12月31日、1月1日~3日、5月3日~5日

本ご案内は、定期預金をお預け入れいただいているお客様にお送りしています。解約されたお客様にも発送している場合がございますので、あらかじめご了承ください。

「旧規定」からの主な改定点のご案内(改定箇所の抜粋)

平成28年11月1日付で「宝くじ夢定期預金景品規定」を改定いたします。

主な改定点は、以下のとおりとなりますのでご確認くださいませようお願いいたします。

改定前

第1条 景品とする宝くじの枚数・種類

3. 進呈する宝くじの枚数・種類は、宝くじ夢定期預金1口あたりの預入金額に応じて次のとおりとします。

1口あたりの預入金額に応じた宝くじの枚数・種類

預入金額	宝くじの枚数	宝くじの種類
1百万円	右記の宝くじを1年毎に10枚	年末ジャンボ宝くじ
3百万円	右記の3種類の宝くじを1年毎に各10枚(合計30枚)	ドリームジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ
6百万円	右記の3種類の宝くじを1年毎に各20枚(合計60枚)	
9百万円	右記の3種類の宝くじを1年毎に各30枚(合計90枚)	
15百万円	右記の3種類の宝くじを1年毎に各50枚(合計150枚)	

改定後

預入金額	宝くじの枚数	宝くじの種類
1百万円	右記の宝くじを1年毎に5枚	年末ジャンボ宝くじ
3百万円	右記の3種類の宝くじを1年毎に各5枚(合計15枚)	ドリームジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ
6百万円	右記の3種類の宝くじを1年毎に各10枚(合計30枚)	
9百万円	右記の3種類の宝くじを1年毎に各15枚(合計45枚)	
15百万円	右記の3種類の宝くじを1年毎に各25枚(合計75枚)	

4. 進呈する宝くじは、宝くじ夢定期預金のお預け入れ時に「連番」または「バラ」のどちらか一方をお客様に選択していただきます。
ただし、宝くじの番号を指定することはできません。

- ① (略)
- ② (略)

4. 進呈する宝くじは、宝くじ夢定期預金のお預け入れ時に「連番」または「バラ」のどちらか一方をお客様に選択していただきます。
ただし、宝くじの番号を指定することはできません。

- ① (略)
- ② (略)
- ③ 10枚に満たない場合は、上記①②より下1桁が連続する5枚とします。
(0に連続する番号は1となります。)
- ④ 20枚以上の場合、10枚毎のセットを複数進呈します。

宝くじ夢定期預金景品規定

京都信用金庫 夢ネット支店

宝くじ夢定期預金をご契約いただいたお客様には、本規定により景品として当せん金付証券（以下「宝くじ」といいます。）を進呈いたします。

第1条 景品とする宝くじの枚数・種類

- 宝くじ夢定期預金の景品として進呈する宝くじの現物は、京都信用金庫（以下「当金庫」といいます。）がお客様にかわって保管・管理し、お客様には進呈する宝くじの番号等を記載したハガキ（以下「宝くじ番号通知ハガキ」といいます。）を郵送いたします。なお、宝くじ番号通知ハガキが宝くじ抽せん日までに到着しない場合でも、宝くじの進呈は成立しています。
- 進呈する宝くじの番号等は、当金庫が宝くじを購入した後、当金庫が決定します。お客様に進呈した宝くじの番号等は、宝くじ番号通知ハガキによりご確認ください。
- 進呈する宝くじの枚数・種類は、宝くじ夢定期預金1口あたりの預入金額に応じて次のとおりとします。

1口あたりの預入金額に応じた宝くじの枚数・種類

預入金額	宝くじの枚数	宝くじの種類
1百万円	右記の宝くじを1年毎に5枚	年末ジャンボ宝くじ
3百万円	右記の3種類の宝くじを1年毎に各5枚（合計15枚）	ドリームジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ
6百万円	右記の3種類の宝くじを1年毎に各10枚（合計30枚）	
9百万円	右記の3種類の宝くじを1年毎に各15枚（合計45枚）	
15百万円	右記の3種類の宝くじを1年毎に各25枚（合計75枚）	

- 進呈する宝くじは、宝くじ夢定期預金のお預け入れ時に「連番」または「バラ」のどちらか一方をお客様に選択していただきます。ただし、宝くじの番号を指定することはできません。
 - 「連番」とは、進呈する宝くじ10枚毎に宝くじ番号が同一組・連続番号のものをいいます。
 - 「バラ」とは、進呈する宝くじ10枚毎に宝くじ番号が組違い・下1桁のみが連続しているものをいいます。
 - 10枚に満たない場合は、上記①②より下1桁が連続する5枚とします。（0に連続する番号は1となります。）
 - 20枚以上の場合は、10枚毎のセットを複数進呈します。
- 進呈する宝くじの「連番」・「バラ」の選択は、宝くじ夢定期預金のお預け入れ後も変更することができます。変更の手続きは、夢ネット支店（以下「当支店」といいます。）所定の変更届により受付けます。「連番」・「バラ」の種類変更の受付期間は次のとおりです。

受付期間	最初に種類変更を行う宝くじ	受付休止期間
11月1日～4月15日	ドリームジャンボ宝くじ	4月16日～4月30日
5月1日～6月15日	サマージャンボ宝くじ	6月16日～6月30日
7月1日～10月15日	年末ジャンボ宝くじ	10月16日～10月31日

- 3項で定めた宝くじ（以下「所定の宝くじ」といいます。）が販売されなかった場合、または販売時期、販売価格に変更があった場合等には、所定の宝くじを購入する金額と同程度の金額で購入できる他の種類の宝くじ、または他の物品を景品とすることができるものとします。

第2条 宝くじ進呈基準日・進呈スケジュール

所定の宝くじは、次に定める毎年の宝くじ進呈基準日に、宝くじ夢定期預金をお預け入れいただいているお客様に進呈します。

宝くじ進呈基準日	宝くじの種類	宝くじ番号通知ハガキ郵送予定時期
4月30日	ドリームジャンボ宝くじ	5月下旬
6月30日	サマージャンボ宝くじ	7月下旬
10月31日	年末ジャンボ宝くじ	12月上旬

*宝くじ進呈基準日が当金庫の定める窓口休業日に当たる場合は、前窓口営業日を基準日とします。「連番」・「バラ」の種類は、宝くじ進呈基準日現在によるものとします。

第3条 宝くじ進呈期間

- 所定の宝くじは、宝くじ夢定期預金の預入期間である3年間について進呈し、宝くじ夢定期預金が続けられた場合は、引き続き所定の宝くじを進呈いたします。
- 当金庫が宝くじ夢定期預金の取扱いを中止する場合は、宝くじ夢定期預金をお預け入れいただいているお客様に対し、取扱中止基準日を記載した通知書を郵送いたします。この場合、取扱中止基準日以降に継続された宝くじ夢定期預金については、所定の宝くじの進呈は行いません。なお、取扱中止基準日の前日までに新規預入あるいは継続された宝くじ夢定期預金については、次回満期日まで所定の宝くじを進呈します。

第4条 宝くじ番号通知ハガキ

- 宝くじ番号通知ハガキでは宝くじの当せん金を請求できません。
- 宝くじ番号通知ハガキの再発行はいたしません。

第5条 宝くじ番号通知ハガキの郵送先

宝くじ番号通知ハガキは、お客様が宝くじ進呈基準日現在において当金庫にお届けいただいているご住所に郵送します。なお、お客様のご住所・氏名等に変更があったにもかかわらず、当支店所定の方法で変更の届出がなかった場合や、郵便その他の諸事情により宝くじ番号通知ハガキが不着・延着・返戻となった場合等は通常到着すべき日に宝くじ番号通知ハガキが到着したものとみなし、当金庫および業務委託先である株式会社みずほ銀行は責任を負いません。

第6条 宝くじの枚数確認

所定の宝くじの進呈にあたっては、厳正な管理をしていますが、宝くじ番号通知ハガキ到着後、直ちに記載内容をご確認ください。万一、宝くじの進呈枚数が相違していると思われる場合は、宝くじ番号通知ハガキが通常到着すべき日を含め5営業日以内に当支店までお電話で連絡をしてください。宝くじ夢定期預金のお預け入れの記録と宝くじ番号通知ハガキの記載内容を確認いたします。宝くじ番号通知ハガキが通常到着すべき日を含め6営業日以降は、宝くじ夢定期預金のお預け入れの記録と宝くじ番号通知ハガキの記載内容の確認等はいたしません。

第7条 宝くじの当せん確認・当せん金の取扱

- 宝くじの当せん確認・当せん金との引き換えは当金庫が行います。ただし、当せん結果の通知は行いません。
- 当せん金は下記の入金予定時期に、お客様名義の当支店普通預金口座に入金いたします。

宝くじ種類	当せん金の入金予定時期
ドリームジャンボ宝くじ	7月中旬
サマージャンボ宝くじ	9月中旬
年末ジャンボ宝くじ	1月下旬

- 当せん金が入金される前に、当支店の普通預金口座を解約された場合、当せん金は入金されないことになります。この場合、当金庫は当せん金が入金されないことについて一切の責任を負いません。

第8条 宝くじの日記念お楽しみ抽せん

- 毎年9月2日に実施される「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」の当せん確認、当せん景品の請求は当金庫が行います。
- 当せんされたお客様には、10月初旬頃に当せん景品のカタログ商品ギフトを送付します。
- 当せん景品は、当せん景品の送付手続きを行う日現在において当金庫にお届けいただいているご住所に郵送します。なお、お客様のご住所・氏名等に変更があったにもかかわらず、当支店所定の方法で変更の届出がなかった場合や、郵便その他の諸事情により当せん景品が不着・延着・返戻となった場合等は、通常到着すべき日に当せん景品が到着したものとみなし、当金庫および業務委託先である株式会社みずほ銀行は責任を負いません。
- 「宝くじ」の抽せんおよび「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」のいずれにも当せんしなかった宝くじは当金庫が処分いたします。

第9条 宝くじまたは物品の進呈を中止する場合

宝くじ夢定期預金は3年間お預け入れいただく契約に基づき、すべてのお客様に同条件で宝くじを進呈することを設定していますので、下記の場合は宝くじまたは物品の進呈を中止することがあります。

- 満期前解約
宝くじ進呈基準日に宝くじ夢定期預金をお預け入れいただいても、その後、宝くじ番号通知ハガキの郵送までに満期前解約された場合
- 公平性を害する取引
取引の公平性を害するおそれがあると当金庫が判断した場合

第10条 株式会社みずほ銀行への業務委託

- 当金庫は所定の宝くじの進呈にあたり、下記の業務を株式会社みずほ銀行に委託します。
 - お客様ごとに進呈する宝くじ番号等の割当
 - 宝くじ番号等を記載した宝くじ番号通知ハガキの作成、および郵送
 - 宝くじの保護預り（保管、管理）
 - 宝くじの当せん確認、当せん金の請求
 - 宝くじの日記念お楽しみ抽せんにかかる当せん確認および景品の請求
 - 「宝くじ」の抽せんおよび「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」のいずれにも当せんしなかった宝くじの処分
- 当金庫は上記業務委託のため、お客様の住所、氏名、口座番号、当せん情報等を必要な範囲で株式会社みずほ銀行と相互に利用します。

第11条 譲渡・質入れ等の禁止

所定の宝くじを受領する権利およびその宝くじから生じる権利、その他この規定にかかる一切の権利は、譲渡・質入れ・その他第三者の権利を設定することはできません。

第12条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、各取引に係る当金庫の規定により取扱います。

以上
平成28年11月1日改定